

別表（第17条関係）

区分	使用料の月額	
	基本料金	人数割
一般世帯	1世帯当たり 3,000円	世帯員数 × 500円
店舗及び事業所等	1営業店又は1事業所当たり 3,000円	公民館・集会施設 建築延面積 × 0.055 × 500円
		体育館 建築延面積 × 0.045 × 500円
		老人福祉センター・児童福祉施設等 建築延面積 × 0.055 × 500円
		美術館・資料館等 建築延面積 × 0.075 × 500円
		老人ホーム・介護施設・ユース ホステル 定員 × 500円
		ホテル・旅館等（宴会場を有しない場合） 建築延面積 × 0.075 × 500円
		ホテル・旅館等（宴会場を有する場合） 建築延面積 × 0.15 × 500円
		病院 ベッド数 × 定数6 × 500円
		医院・診療所 建築延面積 × 0.11 × 500円
		マーケット 建築延面積 × 0.075 × 500円
		店舗 建築延面積 × 0.06 × 500円
		飲食店 建築延面積 × 0.24 × 500円
		喫茶店 建築延面積 × 0.11 × 500円
		パチンコ店・ゲームセンター 建築延面積 × 0.11 × 500円
		カラオケボックス 建築延面積 × 0.11 × 500円
		テニスコート・プール（し尿のみ） 総便器数 × 500円
		駐車場・車庫 総便器数 × 500円
		ガソリンスタンド 建築面積 × 0.06 × 500円
		保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・給食センター （児童・生徒数＋教職員数） × 0.2 × 500円
		高校 （生徒数＋教職員数） × 0.25 × 500円
		事務所・事業所 建築延面積 × 0.06 × 500円
		工場・作業所（厨房有り） 従業員数 × 0.75 × 500円
		工場・作業所（厨房なし） 従業員数 × 0.3 × 500円
		集荷場 建築延面積 × 0.06 × 500円
倉庫 建築延面積 × 0.02 × 500円		
公衆便所 総便器数 × 500円		
地区集会所・消防屯所 無し		
備考	<p>1 一般世帯において、店舗及び事業所等と併用している場合には、一般世帯の使用料に店舗及び事業所等の人数割を加算する。ただし、排水設備をもたない施設は、この限りでない。</p> <p>2 店舗及び事業所等については、「負担金（分担金）使用料算定における運用基準」による。</p> <p>3 店舗及び事業所等の人数割算定式中「建築延面積 × 係数」に小数点以下の端数が生じた場合その数が1に満たない場合は1とし、その係数が1を超える場合で1に満たない端数が生じたときはその端数を切り捨てる。</p> <p>4 店舗及び事業所等の用途がこの表にない場合は、類似する用途の算定式を用いて使用料を算定する。</p>	